

教 生 学 第 1 6 9 号
令和4年（2022年）5月19日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

いじめ対応の更なる強化・改善について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局長事務代理文部科学審議官から、別添写しのとおり通知がありましたので、通知します。

つきましては、いじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に基づき、別添写しの内容を踏まえ、一層適切に対応いただくようお願いいたします。

（生徒指導係）



いじめ問題に対する基本認識を学校全体で共有し、いじめを見逃さない仕組みを構築するとともに、学校や教育委員会のみでは解決できない事案については警察等の関係機関に速やかにつながりなど、組織的ないじめへの対応の徹底をお願いします。

4 文科初第 4 8 3 号
令和 4 年 5 月 1 7 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市長
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
附属学校を置く各公立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長事務代理
文部科学審議官 丸山 洋司
(公 印 省 略)

いじめ対応の更なる強化・改善について（通知）

新学期が始まり約 1 か月半が経過し、各学校におかれては、学校生活における教職員や児童生徒間の関係性が徐々に深まってきていることと存じます。この時期は、児童生徒が周囲の友人や教職員と信頼関係を築き、自己の存在感を感受して自己有用感を育んだり、互いを認め合い支え合ったりできるような共感的な集団づくり・学校づくりをする重要な期間となります。

こうした集団形成の過程において、日々の生活の中で抱えるストレスや集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情などからいじめが発生することがあります。そのため、この時期には、児童生徒の様子に、より注視していただくことが重要です。

また、令和 2 年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果によれば、いわゆるネットいじめの件数は増加し、時代や生活様式の変化等によって、いじめの態様が変化していると考えられます。このため、各学校におかれては、改めて、児童生徒間の外形的に確認できる関係性に加え、それぞれの児童生徒の様子の変化を注意深く見取り、いかなるいじめも見逃さない組織体制を構築いただくことが必要です。

そのため、以下のとおり、いじめ問題に対する基本認識の徹底やいじめを見逃さない体制の整備など、いじめ対応にあたって改めて留意いただきたい事項を示しておりますので、引き続き学校や教育委員会等の関係者が一体となって、いじめ防止対策推進法等に基づいて、一層適切な対応に努めていただくよう、お願いいたします。

また、現在、文部科学省のいじめ防止対策協議会において、いじめの重大事態調査の体制面や運用面での課題や方策等について、有識者に御議論いただいているところです。いじめ重大事態調査の目的は、いじめの事実関係の確認、いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止です。学校の設置者及び学校におかれては、こうした重大事態調査の目的を改めて再認識いただき、いじめ防止等の体制の見直しや再発防止に向けた第一歩となるよう、調査の徹底をお願いいたします。また、いじめの問題に関する関係者間の連携強化等も含めた今後の対策については、いじめ防止対策協議会で審議を進めているところであり、取りまとめ後に別途通知をする予定である旨、申し添えいたします。

つきましては、上述の内容も踏まえ、いじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に基づき、特に下記の事項について、一層適切な対応に努めていただくよう、お願いいたします。

本件については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県・指定都市にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

(いじめ問題に対する基本認識の徹底)

- ・いじめの対応にあたっては、いじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等を改めて認識するとともに「いじめによって子供たちが深く傷つき自ら命を絶つようなことは決してあってはならず、こうした事案の根絶を目指す必要がある」との認識を徹底し、いじめられた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識のもと、対応にあたること。
- ・いじめの態様として、SNS 等によるネットいじめなど発見が難しい形態の件数が増加していることを受け、外形的に確認できるいじめの状況に加えて、それぞれの児童生徒の様子の変化を注意深く見取るとともに、ネットの取り扱い等については、参考となるリーフレット等を用いて啓発を行うとともに関係機関とさらに連携した対策を講じること。

【参考】「#NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃ SNS じゃない!）」

<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>（法務省人権擁護局・総務省等主催ホームページ）

SNS 上において、他者に傷つけられたとき、他者を傷つけたときに対応すべき手順や相談窓口について掲載。

【参考】ネットの危険から子供を守るために（内閣府ホームページ）

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/index.html

青少年が安全に安心してインターネットを利用するために必要な情報や保護者・事業者の方に取組んでいただきたいこと、気をつけていただきたいことなどについて掲載。

（どんないじめも見逃さない対応の強化）

- ・ いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく学校内の対策組織を有効に機能させ、いかなるいじめも見逃さないような組織体制を構築すること。
- ・ いじめは絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識のもと、いじめ加害行為に対しては、毅然として早期に対応・解決を図る対応を講じること。
- ・ いじめの重大事態について、首長部局との連携をさらに強化するため、総合教育会議を活用し、総合教育会議に附議すること。なお、総合教育会議に先立ち、当該事案に係る教育委員への報告や教育委員会会議の開催を遺漏なく行うことに留意すること。

【参考】いじめ防止対策推進法

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（犯罪とも言うべきいじめ問題に係る警察等との積極的連携）

- ・ 犯罪とも捉えられるいじめについては、その対応を学校に閉じるのではなく、警察等の関係機関に速やかに通報等を行い、地域ぐるみで解決を図ること。また、そうした事案の端緒を発見した時にも、躊躇なく警察等の関係機関と連携した対応を取ること。
- ・ 事案に応じて、法的に適切に対応する観点から、スクールロイヤーの適切な配置を進めるとともに、各学校が相談しやすい体制を整備すること。

【参考】いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）平成 31 年 3 月 29 日

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1417019.htm

警察との連携にあたり、以下について記載。

- ・警察との連携強化によるいじめ事案の早期把握
 - … 警察との情報共有体制の構築／スクールサポーター制度の受入れ等
- ・警察と連携したいじめ事案への適確な対応
 - … 重大ないじめ事案等への対応／いじめられている児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案への対応等

【参考】

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm



- ・いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日最終改定）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_007.pdf



- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_009.pdf



【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電 話：03-5253-4111（内線：3298）

FAX：03-6734-3735

E-mail：s-sidou@mext.go.jp